

答申第1号
令和2年12月21日

(審査庁) 岡崎市長 中 根 康 浩 様

岡崎市行政不服審査会
会長 中 根 克 弘

固定資産税等賦課処分に係る審査請求について (答申)

審査請求人に対する地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第342条第1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法第702条第1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に対し、審査請求人が行った審査請求について、令和2年10月21日付け2市税第732号で審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は理由がないから棄却されるべきとの審査庁岡崎市長(以下「審査庁」という。)の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

処分庁岡崎市長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対し、令和2年4月1日付けで行った下記の土地(以下「本件土地」という。)に係る令和2年度分の固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)賦課処分(以下「本件処分」という。)について、法第348条第2項第3号を適用して非課税とすべきであるとして、審査請求人がその取消しを求めるものである(併せて、平成31年度分の固定資産税等については、処分庁の自発的な取消しを求めている。)

記

所 在	岡崎市〇〇町字〇〇
地 番	〇〇番〇〇
地 目	宅地
地 積	〇〇平方メートル

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、これらのことから、本件処分の取消しを求めている。

1 (1) 審査請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、岡崎市の〇〇事業のため、岡崎市土地開発公社との間で、審査請求人が所有する岡崎市〇〇町字〇〇及び〇〇所在の土地を、同公社に売却する土地売買契約及び物件移転補償契約を締結した。

これらの契約に基づき、審査請求人は、〇年〇月末日までに、本件土地にある本堂、構築物、墓石及び立木等を撤去し、上記の土地を同公社に引き渡した。

(2) 審査請求人は、本堂等にあった仏具、石材等を、審査請求人の代表役員代務者が別に代表を務める宗教法人に移して保管し、〇〇〇の再建委員会を発足させて、委員や地元関係者と協議をする予定である。本堂等を解体しても、審査請求人は別の宗教法人を代行場所とし、法要を続けている。

また、土地を引き渡した後も、電柱工事や道路工事等が落ち着くのを待っていた。

2 このように、審査請求人は、市の事業に協力して本堂等を取り壊したが、本堂等を再建し、本件土地を利用して宗教活動を継続していく予定である。

それにもかかわらず、本件土地に係る平成31年度分及び令和2年度分の固定資産税等を、法第348条第2項第3号にいう「境内地」に当たらないとして課税扱いをしたことは、理不尽かつ違法な処分である。

第4 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないと主張している。

1 土地の評価は、賦課期日現在の土地の利用状況を客観的に見て行う。

2 本件土地は、平成31年度分及び令和2年度分の固定資産税等の賦課期日において更地状態にあるから、「境内地」に当たらない。

仮に、審査請求人において道路工事等により本堂等の再建に着手できない事情があっても、課税判断に影響を及ぼすものではない。

第5 審理員意見書の結論及び審査庁の諮問に係る判断

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定を適用して棄却すべきである。

2 審査庁の諮問に係る判断

審理員意見書のとおり、本件審査請求を棄却することが適当である。

第6 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審査経過
令和2年10月21日	諮問
令和2年11月20日	審議

第7 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

1 法令等の定め

(1) 固定資産税等の賦課期日

法第359条によれば、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされている（法第702条の6によれば、都市計画税についても同様である。）。

(2) 固定資産税等に係る非課税規定

法第348条第2項第3号は、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内地については、固定資産税を課することができない旨規定している（法第702条の2第2項の規定により都市計画税についても同様である。）。

また、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条は、境内地とは、同条第2号から第7号までに掲げるような宗教法人の同法第2条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいうとし、同条は、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを宗教団体の主たる目的としている。第3条第2号は、「前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。）」と定め、同条第3号は、「参道として用いられる土地」と規定している。

2 法第348条第2項第3号の「境内地」に該当するか否かの判断基準

前記1の各規定からすると、法第348条第2項第3号にいう非課税とされる境内地とは、①宗教法人が専らその本来の用に供する土地であること、②本殿等の存する一画の土地のように宗教法人の宗教目的のために必要な土地であること、③当該宗教法人に固有の土地であること、という三要件を満たすことが必要であると解する。そして、①の要件は、実際の使用状況からみて当該土地が専ら宗教目的に使用されていることをいうが、実際の使用状況をあまりに狭く解するのは相当でなく、例えば、堂宇その他の宗教施設が焼失して、現在は当該土地上において宗教活動が行われていない場合であっても、当該土地上に宗教施設が復興されることが客観的に明ら

かであるようなときには、その焼跡地は、なお実際の使用状況からみて、専ら宗教目的に使用されていると解するのが相当であると解される（名古屋地判平成4年6月12日判例タイムズ803号102頁参照）。

また、大量反復事務である固定資産税の課税事務においては、公平迅速の観点から、これらの要件を満たすかどうかについて、客観的な基準により一律に行うことが相当であると考えられる（名古屋地判平成3年9月18日判例タイムズ774号167頁参照）。

3 審査会の判断

①の要件に該当するかどうかについて本件を検討すると、本堂等を解体して土地を引き渡したとされる平成〇年〇月から本件処分に係る賦課期日の令和2年1月1日時点まで、本件土地は更地のままであり、本堂等の再建に向けて工事に着手しているなど、新たに宗教施設を建設している様子を客観的に見ることができず、本件土地に本堂等が再建されることが客観的に明らかであるとは認められない。そのため、本件土地が専ら宗教目的に使用されているとはいえない。

したがって、令和2年1月1日時点において、①宗教法人が専らその本来の用に供する土地であると認めることはできないから、本件土地が法第348条第2項第3号の「境内地」に該当するとはいえない。

4 審査請求人の主張に対して

(1) 市の道路拡張事業に協力するため、本堂等を解体して土地を引き渡したにもかかわらず、多額の固定資産税を課せられる不利益な処分を受けており速やかに救済されるべきとの審査請求人の主張は、感情的には理解できないわけではないが、課税の判断基準は前記2のとおりであり、解体までの経緯は課税上の判断に関わらない。

また、審査請求人は、本堂等を解体して土地を引き渡した平成〇年〇月以降、電柱や道路の工事が断続的に続き、すぐに再建できなかつたと主張するが、これらの工事が本件土地上で再建に一切着手できない程度の障害であったとは考え難い。

(2) 再建委員会を発足させ、今後委員らと協議することを予定している点や、代行場所で法要を行っているという点については、本件土地の実際の使用状況とは関わらないため、「境内地」に該当するか否かの判断に影響を及ぼすものではない。

5 前記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

6 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。 以 上